

中野市北部地区小学校統合準備委員会 第3回 地域・PTA部会次第

日 時 平成29年5月31日(水)

午後6時30分

場 所 平岡小学校視聴覚室

1 開 会

2 部会長あいさつ

3 部会長職務代理の指名について

4 会議事項

(1) PTA会則等について

(2) 次回の日程について

5 その他

6 閉会

①PTA会則

項目	検討事項	検討結果
名称・事務局	本会は、〇〇小学校PTAと称し、事務局を〇〇小学校に置く。 ※ 〇〇は、校名でよいか。	
目的	目的は次のとおりでよいか。 本会は、保護者と学校職員との連絡を密にし相協力して教養を高め、〇〇児童の福利増進と教育の発展向上を図ることを目的とする。	
事業	目的を達成するための、活動事項を決める。	
方針	団体の方針(性格)は次のとおりでよいか。 本会は学校および学校管理者と協力する自主的団体であって、直接に教育行政や学校経営に干渉しない。 また、民主的、非営利的、非宗教的、非政党的な団体であって、本会本来の目的を達成する以外の活動はしない。	
会員	本会の会員を決める。 ※ 保護者及び学校職員の他に、学区内の全世帯及び本会の趣旨に賛同し入会する準会員を加えるか。	
学年・学級・地区・支部PTA	学年PTA、学級PTA、地区PTA、支部PTAについて検討する。	
組織・部会・専門部	組織・専門部について検討する。	
役員	本会におく役員及び職員。また、その人数と組織を決める。 会 長 1名 副会長 1名 理 事 1名 監 事 1名 顧 問 1名 上記以外の役員を設けるか。 組織において、引継会等の組織、役職を置くか。	
役員を選出	本会の役員を選出方法等を決める。 ・選考会を設けるのか。会長の指名か。地域輪番か。等 ・会 長（前年度、副会長からの昇格か。単年か。） ・副会長（学年等） ・監 事	
役員任期	任期は次のとおりでよいか。 役員任期は1年とし、但し再任を妨げない。但し補欠員の任期は前任者の残任期間とする。	

①PTA会則

項目	検討事項	検討結果
役員の任務	<p>役員の任務を決める。 ※次の事項を基本に検討する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会長は、本会を代表し、会務を総理する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、これを代行する。 3 理事は、議決事項を執行するとともに、その他急を要する事項の審議を行う。 4 監事は、会計を監査する。 <p>その他、置くこととする役職の任務を決める。</p>	
集会・総会	<p>集会について決める。</p> <p>総会の招集する者、回数、議決数等を決める。 ※ 次の事項を基本に検討する。 総会は、会長の招集により、年1回開催するものとする。 ただし、必要により、臨時総会を開くことができる。</p>	
常任委員会	<p>常任委員会について決める。 常任委員会・評議委員会を会長の召集により開くことができるか。 開くことができるとすればどのようなことを行えるか。</p>	
評議員会	<p>評議員会を設けるか</p>	
理事会	<p>理事会を設けるか</p>	
委員会	<p>委員会を設けるか</p>	
その他の会	<p>学級会長会・学年役員会・学級役員会・学年会長会等、そのほかに会を設けるか決める。</p>	
選考会	<p>選考会を設けるか</p>	
会計・経費	<p>規定を決める。 ※次の事項を基本に検討する。 本会の経費は会員の会費及びその他の収入(寄付金・事業収益金)をもってこれにあてる。 ・会費は総会の承認を得て決める</p>	
会計年度	<p>会計年度は次のとおりでよいか。 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p>	
慶弔規定	<p>会員等の慶弔に関する規定を設けるか決める。慶弔の範囲及びその金額を決める ※次の事項を基本に検討する。 慶弔規定を設ける場合 ・範囲・・・会員、児童、学校職員 ・死亡、傷病(入院・通院等の一定の期間等含む) ・役員や学校職員の転退任、慶弔</p>	

①PTA会則

項目	検討事項	検討結果
----	------	------

その他検討内容

② PTA交流事業について

実施の必要性・目的、実施の時期、回数、内容等について検討する。

③ 体操着等の更新・選定について

教育部会と連携し検討を進める。

北部地区小中学校PTA規約一覧表

資料2

平岡小学校		長丘小学校		科野小学校		倭小学校		高社中学校	
名称		名称		名称		名称		名称及び事務所	
第1条	本会は、平岡小学校PTAと称する。	第1条	本会は長丘小学校PTAと称する。事務局を長丘小学校におく。	第1条	この会は科野小学校PTAと言い、事務局を科野小学校におく。	第1条	本会は、倭小学校PTAと称し、事務局を同学校内に置く。	第1条	本会は高社中学校PTAと称する。本会の事務所は、高社中学校内におく。
事務局									
第2条	本会は、事務局を平岡小学校内におく。								
目的		目的		目的		目的		目的	
第3条	本会は、保護者と学校職員とが相協力して、児童の福祉増進と教育の発展向上を図ることを以て目的とする。	第2条	本会は学校と家庭との連絡を密にし相協力して、児童の福祉増進と教育向上を図ることを目的とする。	第2条	この会は、会員相互の教養を高め、教育の振興と児童の健全な育成を図ることを目的とする。	第3条	本会は、家庭と学校の連絡を密にすると共に、本校児童の健全育成と教育の伸展をはかり、会員相互の教養を深めることを目的とする。	第2条	本会は保護者と教師との連絡を密にし、相協力して高社中学校生徒の健全育成と教育の進展向上を図り、あわせてお互いの教養を高めることを目的とする。
事業		事業		事業		事業		事業	
第4条	本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。 1 小学校教育の理解と推進に関する事 2 家庭生活、社会生活の向上に関する事 3 会員相互の連携及び親睦に関する事 4 学校環境の充実及び保全に関する事 5 児童の教育上必要な世論の喚起並びに関係方面への折衝 その他必要と認められた事業	第3条	本会は第2条の目的を達成するため、下記の事業を行う。 1 児童の福祉増進と訓育徹底に関する事業 2 新しい民主教育の理解と進展に関する事業 3 学校の施設、教育環境の整備に対する計画と助成 4 教育上必要な世論の喚起と関係方面との折衝 5 その他必要と認められた事業	第3条	この会は、前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。 1 会員の教養向上に関する事項 2 児童の校外生活の指導に関する事項 3 児童の保健厚生に関する事項 4 教育環境の整備拡張に関する事項 5 その他必要と認められる事項	第4条	本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 1 地域との連携を深め、社会教育の充実をはかる。 2 民主教育が正しく推進できるよう、会員相互の教養を高める。 3 児童の保健厚生の充実をはかる。 4 教育環境の整備と充実をはかる。 5 学校・家庭並びに育成会との緊密な連絡をはかり、児童の校外生活指導及び健全育成をはかる。 6 その他、目的達成に必要と認められた事項の推進をはかる。	第3条	本会は第二条の目的を達成するため左の各項目に関する事業を行う。 1 生徒の福祉増進と訓育の徹底に必要なこと 2 家庭生活、社会生活の向上に役立つこと 3 学校の施設、教育環境の整備に対する協力と助成 4 民主教育推進上必要な世論の喚起と関係方面との折衝 5 その他本会の目的を達成するために必要なこと
性格		方針		方針				方針	
第5条	本会は、非営利的、非宗教的、非政党的であって、本会本来の目的を達成する以外の活動はしない。	第4条	本会は教育を本旨とする民主的団体として活動する。	第4条	この会は、目的を達成するために民間団体として活動する。			第4条	本会は学校および学校管理者と協力する団体であって、直接に教育行政や学校経営に干渉しない。また、非営利的、非宗教的、非政党的な団体であって、本会本来の目的を達成する以外の活動はしない。
		第5条	本会は学校と学校管理とに協力する自主的団体であって、直接に教育行政や学校経営方針に干渉しない。						
会員		会員		組織		会員		会員	
第6条	本会の会員は、平岡小学校に在籍する児童の保護者及び平岡小学校に在籍する教職員、その他本会の趣旨に賛同し入会した者を以て組織する。	第6条	本会の会員は長丘小学校に在籍する児童の保護者及び在籍する教職員とする。	第5条	この会は、科野小学校に在籍する児童の保護者と教職員並びにこの会の趣旨に賛同するものをもって会員とする。この会に顧問をおくことができる。	第2条	本会は、本校児童の保護者及び本校教職員を正会員とし、本会の趣旨に賛同する者を 準会員とする。	第5条	本会は高社中学校に在籍する生徒の保護者(またはこれに代わる者)学校職員および本会の趣旨に賛同し、入会したる者をもって会員とする。
学級、地区PTA				支部PTA・学年PTA		支部PTA		学年PTA・支部PTA	
第7条	本会は、各学級毎に学級PTAを、各地区ごとに地区PTAをおく。学級PTA及び地区PTAの規約は、本会則に準ずる。			第6条	この会に支部PTA、学年PTAをおく。	第23条	支部PTAは、各支部毎に組織し、支部長1名・副支部長1名・連絡員若干名を選出する。但し、副支部長・連絡員は、支部の実状によっては置かないこともできる。	第12条	本会は本会の目的達成に資するため、各学年に学年PTA、各支部に支部PTAをおく。その規約は別に定める。
						第24条	学年PTA・支部PTAの活動等については、内規に定める。		

北部地区小中学校PTA規約一覧表

資料2

平岡小学校 委員会		長丘小学校 部会		科野小学校 専門部		倭小学校 組織・専門部		高社中学校 部会	
第8条	<p>本会は、第4条の事業を行うため、次の専門委員会並びに学級会長会をおき、本会の事業を分掌する。</p> <p>1 人権同和教育委員会 人権同和教育並びに特殊教育に関する学習を深め、差別をなくすための事業を行う。</p> <p>2 広報委員会 学校教育の理解や会員相互の連携を深めるための広報事業を行う。</p> <p>3 環境委員会 学校の施設や環境の整備に関する事業を行う。</p> <p>4 校外指導委員会 児童の校外生活の向上や地区別子供会の育成に関する事業を行う。</p> <p>5 学級会長会 PTA活動に関する企画運営を行うと共に、事業の円滑化を図る。</p>		<p>本会に下記の部をおき、各部の互選により正副部長を決める。</p> <p>1 総務部(3名) 2 指導部(11名) 3 学年部(12名)</p>	第7条	<p>この会の目的及び事業を達成するために、以下の専門部をおく。</p> <p>1 教養部 2 厚生部 3 人権教育部 4 校外生活部</p>	第9条	<p>本会は、その事業を遂行するため次の組織を持つ。</p> <p>1 総会 2 理事会 3 専門部 4 学年会長会 5 学年PTA 6 支部PTA</p>	第10条	<p>本会には左の専門部会をおき、その委員には常任委員があたる。分掌事項は次の通りとする。</p> <p>1 総務部 渉外・庶務・会計に関する事項を担当する。</p> <p>2 施設部 学校施設・福祉厚生に関する事項を担当する。</p> <p>3 社会部 校外生活と支部生徒会の指導育成に関する事項を担当する。</p> <p>4 教養部 文化・教育に関する事項を担当する。</p> <p>5 人権教育部 人権教育に関する事項を担当する。</p>
		第10条の2	<p>学年部は正副会長をもって構成し、学年部には父親母親委員会並びに人権教育委員会を設置する。</p>		第16条	<p>本会には、次の専門部をおき、以下の事業を行う。</p> <p>1 施設教養部 ・教養に関する諸事業、PTA新聞の発行 ・人権同和教育の推進に関わる事項 ・教育環境の整備充実に関わる事項</p> <p>2 厚生部 ・保健・精神衛生・給食その他児童の厚生に関する事項</p> <p>3 校外生活指導部 ・校外生活指導に関わる事項 ・青少年健全育成に関わる事項の協力と推進</p>			
		第11条	<p>本会は各地区に支部をおき、学校には学級PTAを設け、会長・副会長・及び連絡員をおく。 その規約は本会則に準じる。</p>			第17条	<p>各専門部は、学年または支部から選出した専門部員と会長が委嘱した正副部長で構成する。</p> <p>1 各専門部員は、各学年PTAで選出し、会長が委嘱する。但し、校外生活指導部員は各支部PTAで選出し、会長が委嘱する。</p> <p>2 各専門部・校外生活指導部正副部長(各1名ずつ)は部員より選出し、会長が委嘱する。</p> <p>3 副支部長は、専門部役員に選出しない。</p>		
第28条		<p>各部は本会事業のほか下記事項について、その企画運営にあたる。</p> <p>1 総務部 本会事業の円滑化をはかるための庶務会計等の事業並びに地区子ども会の育成に関する事業を行う。</p> <p>2 指導部 児童の校外生活の向上並びに育成会に関する事業を行う。</p> <p>3 学年部 会員相互の連携を深めるための文化的諸事業、学校の施設や環境の整備に関する事業、学校行事等への協力、並びに下記の委員会の事業運営にあたる。</p> <p>① 父親母親委員会 会員の研修を高めるための事業を行う。</p> <p>② 人権教育委員会 人権教育に関する学習を深め差別をなくすための事業を行う。</p>		第18条	<p>専門部会は、部長が召集し、総会で承認された事業を執行する。</p>				
	第29条	<p>本会に人権教育委員会を設置し、PTA人権教育の推進にあたる。</p>					第11条	<p>各専門部会は部長1名、副部長2名、参事1名および部員若干名で構成する。但し、幹事は参事をかねることができる。参事は各専門部の事務にあたる。</p>	

北部地区小中学校PTA規約一覧表

資料2

平岡小学校		長丘小学校		科野小学校		倭小学校		高社中学校		
役員		役員		役員		役員		役員		
第9条	<p>本会は、次の役員をおく。</p> <p>1 会長 1名 2 副会長 2名 3 監事 2名 4 常任委員 各専門部正副委員長、各学級会長、学校代表として教頭他若干名 5 委員長 委員長 4名、副委員長 4名 6 委員 各学級 3名、計36名、 各支部 15名 7 学年会長 学年会長 6名、副学年会長 6名 8 学級会長 学級会長12名、副学級会長12名 9 幹事 3名 10 顧問 若干名(前PTA正副会長ほか) 11 参与 1名(学校長)</p>	第12条	<p>本会に次の役員を置く。但し、副会長1名は学校長とする。</p> <p>1 会長 1名 2 副会長 3名 3 支部長・評議員 若干名 4 監事・幹事 若干名</p>	第8条	<p>この会に下記の役員をおく。</p> <p>1 会長 1名 2 副会長 2名 3 参与(学校長があたる) 4 理事 若干名 (支部長3名、学年会長6名、学校1名) 5 評議員 定数はPTA会則施行細則第1条に別に定める。 6 会計監査員 2名 7 幹事 若干名(内1名は教頭)</p>	第5条	<p>本会には、次の役員をおく。</p> <p>1 会長 1名 2 副会長 2名 3 顧問 若干名 4 庶務会計 2名 5 理事 若干名 6 監事 2名</p>	第6条	<p>本会に左の役員および職員をおく。</p> <p>1 会長 1名 2 副会長 4名(1名は女性) 3 参与 1名(高社中学校長) 4 常任委員 若干名(学校側若干名) 5 評議員 若干名 6 幹事 2名 7 書記 1名 8 監事 3名(学校側1名) 9 顧問 若干名</p>	
		第13条	<p>本会に顧問若干名を置くことができる。</p>							
選出		選出		選出		選出		選出		
第10条	<p>役員員の選出は、次の通りとする。</p> <p>1 会長は前年度の副会長より選出するものとし、会長候補副会長は前年度4学年の会員より、もう1名の副会長は、前年度5学年の会員より選出する。監事は前年度の環境委員長と広報委員長とし、常任委員会の承認を得る。 2 常任委員 (1)各学級会長は、各学級において選出する。 (2)専門委員会の正副委員長は、各委員会において選出する。 (3)学校側委員は、学校職員より選出する。 3 人権同和教育、広報、環境委員会の委員は、各学級毎に選出する。校外指導委員会の委員は、各支部毎に選出する。 4 顧問、参与は、会長が常任委員会に諮ってこれを委嘱する。</p>	第14条	<p>本会の会長・副会長・総務部長・指導部長・監事は、各該当学年において選出し、評議員会の承認を受け、総会で報告する。</p>	第9条	<p>役員員の選出は、次の通りとする。</p> <p>1 会長・副会長他役員は、旧年度の評議員会において選出し、承認を得る。 2 理事は、支部長・学年会長・学校代表をもってこれをあてる。 3 評議員は、支部選出・学年選出・学校職員をもってこれにあてる。 4 会計監査員は、評議員会において選出する。 5 幹事は、会長がこれを委嘱する。</p>	第8条	<p>役員員の選出は以下のとおりとし、総会の承認を受ける。</p> <p>1 会長・副会長は、理事会において選出する。 2 顧問(若干名)は、会長が理事会にはかって委嘱する。但し学校長は顧問となる。 3 庶務会計(2名)は、会長が理事会の承認を求める。但し、学校の教頭・事務職員は庶務会計となる。 4 理事は、学年PTA会長・支部PTA支部長・各部の部長・教務主任があたる。 5 監事(2名)は、会長が委嘱する。</p>	第7条	<p>役員員の選出は左の通りとする。</p> <p>1 会長・副会長 常任委員会で選出し、総会で報告する。 2 常任委員 支部ごとに1名(支部PTA会長)、学級ごとに1名(学級PTA会長)を選出する。会長・副会長もかねる。学校側常任委員は教務があたる。 3 評議員 支部ごとに2名(支部PTA副会長)、学級ごとに1名(学級副会長)を選出する。学校側評議員は校長・常任委員以外の職員があたる。 4 幹事 会長が委嘱する。 5 書記 会長が委嘱する。 6 監事 常任委員会で選出し、総会で報告する。 7 顧問 前会長・各地区小学校長・各小学校PTA会長・他若干名を常任委員会の推薦により会長が委嘱する。</p>	
		第15条	<p>支部長はその地区において選出する。但し、評議員中より互選するものとする。</p>							
		第16条	<p>学級PTAの会長及び連絡員の選出は、各学年単位に行う。</p>							
		第17条	<p>第17条 本会の評議員は地区より選出されたものと、各学級で選出された役員及び学校職員をもって構成する。学級評議員(各学級会長・副会長)12名、学校職員全員とする。</p>							
		第18条	<p>部長は評議員中より選出し、部員は評議員を以て構成する。幹事は会長がこれを委嘱する。</p>							
	第19条	<p>顧問は次年度の会長が評議員会にはかって、前会長・前副会長(女性)及びその他適任者推薦する。</p>								
任期		任期		任期		任期		任期		
第11条	<p>役員員の任期は、1か年とする。但し、再任を妨げない。補欠者に任期は、前任者の残任期間とする。</p>	第20条	<p>役員員の任期は1か年とし、4月1日より翌年3月31日迄とする。但し再任は妨げない。</p>	第11条	<p>役員員の任期は1か年とする。但し、再任を妨げない。</p>	第6条	<p>役員員の任期は1年とし、再任を妨げない。但し、補欠者は前任者の任期を引き継ぐ。</p>	第9条	<p>役員員の任期は1か年とする。但し再任を妨げない。補欠員の任期は前任者の残任期間とする。</p>	

北部地区小中学校PTA規約一覧表

資料2

平岡小学校		長丘小学校		科野小学校		倭小学校		高社中学校					
任務		任務		任務		任務		任務					
第12条	役職員の主たる任務は、次の通りとする。 1 会長は、会務を総括し、本会を代表する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代理する。 3 監事は、会計事務を監査する。 4 常任委員は、常任委員会を組織し、総会に代わる議決機関として、本会事業全般につき評議決定する。 5 委員長は、委員と共に各委員会を組織し、各委員会の事業を企画し推進する。 6 学級会長は、学級会長会を組織し、会長の諮問に応じて本会事業の企画運営にあたり、学級PTAの運営にあたる。 7 学年役員は、役員会を組織し、学年共通の問題について研究協議し、学年役員会の運営にあたる。 8 幹事は、会長の命により、会計その他の事務を処理する。 9 顧問及び参与は、会長の諮問に応え、また意見を述べる。	第21条	会長は会務を総括し、本会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは代理する。	第10条	役員は、次の通りとする。 1 会長はこの会を代表し、会務を統括する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは代行する。 3 理事は理事会を組織し、会長の招集によりその諮問に答え、各専門部の事業の推進にあたる。 4 評議員は、評議員会を組織する。評議員会は、総会につぐ議決機関で事業及び予算案、決算案を評議する。 5 会計監査員は、会計監査を行い、評議員会、総会に報告する。 6 幹事は、庶務・会計全般及び記録簿の処理を行なう。	第7条	役員は、次のとおりとする。 1 会長は、本会を代表して一切の会務を統括する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あった時は会務を代行する。 3 顧問は、会長に助言を与える。 4 庶務会計は、庶務及び会計事務にあたる。 5 監事は、会計事務を監査し、総会に報告する。	第8条	役職員の任務は次の通りとする。 1 会長 会務を総理し、本会を代表する。 2 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときはこれに代わる。 3 参与 本会のすべての運営に参画する。 4 常任委員 常任委員会を構成し、また専門部委員となる。 5 評議員 評議員会を構成する。 6 幹事 総会・評議員会・常任委員会の議事の記録、本会の庶務および会計にあたる。 7 書記 本会の事務にあたる。 8 監事 会計事務を監査し、定期総会に報告する。 9 顧問 会長の諮問に応じる。				
	第22条	評議員会は本会の業務全般について協議決定する。	第10条		評議員は、評議員会を組織する。評議員会は、総会につぐ議決機関で事業及び予算案、決算案を評議する。		第7条		顧問は、会長に助言を与える。	第8条	参与 本会のすべての運営に参画する。		
	第23条	監事は会計事務を監査し、これを定期総会に報告する。	第24条		幹事は会長の命により、事務を処理する。		第10条		評議員は、評議員会を組織する。評議員会は、総会につぐ議決機関で事業及び予算案、決算案を評議する。	第7条	顧問は、会長に助言を与える。	第8条	常任委員 常任委員会を構成し、また専門部委員となる。
	第25条	支部長会・部長会は、評議員会で評議決定された事項を執行する。	第26条		部員は、部長の指示により、その運営にあたる。		第10条		幹事は、庶務・会計全般及び記録簿の処理を行なう。	第7条	顧問は、会長に助言を与える。	第8条	評議員 評議員会を構成する。
	第26条	顧問は、会長の諮問に応じ、意見を開陳し本会に協力する。	第27条		顧問は、会長の諮問に応じ、意見を開陳し本会に協力する。		第10条		幹事は、庶務・会計全般及び記録簿の処理を行なう。	第7条	顧問は、会長に助言を与える。	第8条	幹事 総会・評議員会・常任委員会の議事の記録、本会の庶務および会計にあたる。
	第27条	顧問は、会長の諮問に応じ、意見を開陳し本会に協力する。	第27条		顧問は、会長の諮問に応じ、意見を開陳し本会に協力する。		第10条		幹事は、庶務・会計全般及び記録簿の処理を行なう。	第7条	顧問は、会長に助言を与える。	第8条	書記 本会の事務にあたる。
	第27条	顧問は、会長の諮問に応じ、意見を開陳し本会に協力する。	第27条		顧問は、会長の諮問に応じ、意見を開陳し本会に協力する。		第10条		幹事は、庶務・会計全般及び記録簿の処理を行なう。	第7条	顧問は、会長に助言を与える。	第8条	監事 会計事務を監査し、定期総会に報告する。
集会		細則		会議		総会		会議					
第13条	本会として定められた集会は、次の通りとする。 1 総会は、毎年4月に定期総会を開く。また必要に応じ臨時総会を開くことができる。 2 常任委員会、各役員会、学級会長会、学年役員会、学級役員会は必要に応じて随時開く。	第30条	本会は毎年4月に定期総会を開き、必要に応じて臨時総会を開くことができる。総会において各役員会の報告及び承認、予算の議決及び決算の承認をする。	第12条	この会は次の会議をもつ。 1 総会 毎年4月に定期総会を開く。但し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。 ①予算、決算の承認 ②会則の変更 ③その他、必要な事項の承認	第10条	総会は正会員をもって構成し、定期総会及び臨時総会をもつ。 1 定期総会は毎年、年度当初に開催する。 2 臨時総会は、理事会が必要と認められた時、或いは正会員の5分の1以上の要求があった場合に開催する。	第13条	本会は毎年度当初に定期総会を開き、必要に応じ臨時総会を開くことができる。				
	第31条	前条は必要に応じ各部ごとに行う事もできる。	第12条		この会は次の会議をもつ。 1 総会 毎年4月に定期総会を開く。但し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。 ①予算、決算の承認 ②会則の変更 ③その他、必要な事項の承認		第10条		総会は正会員をもって構成し、定期総会及び臨時総会をもつ。 1 定期総会は毎年、年度当初に開催する。 2 臨時総会は、理事会が必要と認められた時、或いは正会員の5分の1以上の要求があった場合に開催する。	第13条	本会は毎年度当初に定期総会を開き、必要に応じ臨時総会を開くことができる。		
総会		細則		会議		総会		会議					
第14条	総会は、会長が招集し、次のことを行う。 1 役員会の承認に関する事。 2 本会事業の承認に関する事。 3 決算の承認に関する事。 4 予算の承認に関する事。 5 会則の変更。 6 その他重要事項。	第32条	評議員会・支部長会・部長会は必要に応じて随時開かれる。	第12条	この会は次の会議をもつ。 1 総会 毎年4月に定期総会を開く。但し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。 ①予算、決算の承認 ②会則の変更 ③その他、必要な事項の承認	第11条	総会は、次の事項を協議決定する。 1 会長、副会長並びに監事他役員会の承認 2 予算並びに決算の承認 3 事業報告並びに事業計画の承認 4 会則の変更 5 その他必要と認められた事項	第14条	総会は本会の最高議決機関で次の事項を行う。 総会議決は出席者の過半数の同意を必要とする。 1 役員会の報告 2 予算の議決、決算の承認 3 会務の報告 4 会則の変更				
	第33条	総務部会には必要に応じて部長が加わる。	第12条		この会は次の会議をもつ。 1 総会 毎年4月に定期総会を開く。但し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。 ①予算、決算の承認 ②会則の変更 ③その他、必要な事項の承認		第11条		総会は、次の事項を協議決定する。 1 会長、副会長並びに監事他役員会の承認 2 予算並びに決算の承認 3 事業報告並びに事業計画の承認 4 会則の変更 5 その他必要と認められた事項	第14条	総会は本会の最高議決機関で次の事項を行う。 総会議決は出席者の過半数の同意を必要とする。 1 役員会の報告 2 予算の議決、決算の承認 3 会務の報告 4 会則の変更		
	第34条	本会の会則の変更は評議員会の出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。	第12条		この会は次の会議をもつ。 1 総会 毎年4月に定期総会を開く。但し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。 ①予算、決算の承認 ②会則の変更 ③その他、必要な事項の承認		第11条		この会は次の会議をもつ。 1 総会 毎年4月に定期総会を開く。但し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。 ①予算、決算の承認 ②会則の変更 ③その他、必要な事項の承認	第11条	総会は、次の事項を協議決定する。 1 会長、副会長並びに監事他役員会の承認 2 予算並びに決算の承認 3 事業報告並びに事業計画の承認 4 会則の変更 5 その他必要と認められた事項	第14条	総会は本会の最高議決機関で次の事項を行う。 総会議決は出席者の過半数の同意を必要とする。 1 役員会の報告 2 予算の議決、決算の承認 3 会務の報告 4 会則の変更
		第34条	本会の会則の変更は評議員会の出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。			第13条	総会の議長は、総会に出席した会員の中から選出する。						

北部地区小中学校PTA規約一覧表

資料2

平岡小学校		長丘小学校		科野小学校		倭小学校		高社中学校	
常任委員会 常任委員会は、会長が招集し次のことを行う。 1 会則の変更審議 2 会長、副会長、監事、幹事、顧問、参与の役員の承認 3 本会事業及び予算の審議 4 決算の議決 5 その他会務全般について会長の諮問に応え、評議決定								常任委員会 第15条 常任委員会・評議員会は、会長の招集により随時開くことができる。 第16条 常任委員会は本会運営のために企画立案し、総会および評議員会の決議事項を執行する。	
				評議員会 第12条 2 評議員会 ①会長、副会長、他役員の選出と承認 ②各種議案の審議 ③理事会の緊急処理事項の承認				評議員会 第17条 評議員会は総会に次ぐ議決機関で、緊急の場合には総会に代わることができる。	
				理事会 第12条 3 理事会 ①予算案の作成 ②年間事業計画の作成 ③各専門部事業計画の審議 ④緊急処理事項の処理		第14条 理事会は、会長・副会長・顧問・理事をもって構成する。 第15条 理事会は、会長がこれを召集し、次の事項を協議し執行する。 1 本会の企画・運営に関する事項 2 予算・決算に関する事項 3 会長の諮問に関する事項 4 その他必要と思われる事項			
委員会 第16条 委員会は、委員長が招集し次のことを行う。 1 委員会の活動の企画 2 総会及び常任委員会で決定された事業の推進 3 その他会長から委嘱された事業の推進。									
学級会長会 第17条 学級会長会は、学級会長会会長が招集し、企画運営にあたる。						学年会長会・学年PTA 第19条 本会には、学年会長会をおき、以下の事業を行う。 1 各学年の情報交換をし、連絡連携をはかる。 2 講演会等児童の健全育成をはかる。			
学年役員会及び学級役員会 第18条 学年会長及び学級会長が招集し、企画運営にあたる。						第20条 学年会長会は、各学年の会長で構成する。正副会長は、会長が委嘱する。			
						第21条 学年会長会は、会長会の会長が召集し、総会で承認された事業を執行する。			
						第22条 学年PTAは、各学年毎に組織し、学年会長1名・各専門部員若干名を選出す			
						第24条 学年PTA・支部PTAの活動等については、内規に定める。			

北部地区小中学校PTA規約一覧表

資料2

平岡小学校		長丘小学校		科野小学校		倭小学校		高社中学校	
選考会									
第19条	1 選考会は、正副会長、該当の学年会長が、学年PTA総会を招集する。 2 役員選考については、第19条付則に従い、各ブロックで選出する。								
経費		会計		会計		会計		会計	
第20条	本会の経費は、会費及び寄附金その他を以てこれに充てる。	第7条	本会の経費は会員の負担とする会費、寄附金並びに事業収入その他をもって充てる。	第13条	この会の会計は、会費及びその他の収入をもってあてる。	第25条	本会の経費は、会費その他の収入をもって充てる。会費は、毎年定期総会においてこれを決定する。	第18条	本会の経費は、会員の負担する会費・寄附金および事業収益金による。
		第8条	本会の経費は第3章の事業を行うために使用する。	第14条	この会の会費は、総会の承認を得て決めるものとする。				会費は常任委員会で決定し、総会の承認を得る。
会計年度		会計年度		会計年度		会計年度		会計年度	
第21条	本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。	第9条	本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。	第15条	この会の会計は、4月1日に始まり、3月31日に終わる。	第26条	本会の会計年度は毎年4月1日より翌3月31日までとし、監査は毎年1回3月に行う。		本会の会計年度は四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

北部地区小中学校PTA規約一覧表

資料2

平岡小学校 PTA慶弔規定	長丘小学校 PTA慶弔規定	科野小学校 PTA慶弔規定	倭小学校 PTA慶弔規定	高社中学校 PTA慶弔規定
<p>1 会員に不幸があった場合は、次の通り弔意を表す。 (1) 児童の両親のうちいずれか死去の場合(両親のいない場合には事実上の保護者)には、香料5,000円を呈し、会長と学校長が代表して弔問する。(学級PTAは、本会に準ずる) (2) 児童死去の場合は、上に準ずる。 (3) 学校職員死去の場合は、5,000円を呈し、会長が弔問する。但し、学級の担任職員の場合には、学級会長も同行する。</p>	<p>1 会員に不幸があった場合、次のとおり弔意を表す。 (1) 児童の保護者死亡の場合は、弔慰金5,000円を呈し、会長、担任が同行して弔意を表す。 (2) 児童死亡の場合は、弔慰金10,000円を呈し、会長、学年会長、校長、担任、学級児童が同行して弔意を表す。 (3) 児童が病気(法定伝染病を除く)、けがで15日以上入院療養の場合、3,000円を呈し学年会長、担任が同行して見舞いする。 (4) 会員が災害にあい、見舞いや慰問が必要と認められた場合は、総務部会の協議によって善処する。 (5) 学校職員死亡の場合は、総務部会の協議による。</p>	<p>1 学校職員に転退職あるときは、送別会を開き記念品を贈呈する。</p>	<p>1 児童及び保護者について、下記のごとく定める。 (1) 児童死亡の時は、金5,000円を香典としておくり、会長が弔意をあらわす。 また、学級児童1人100円あての香典を呈し、学級会長が弔意をあらわす。 (2) 児童が病気やけがにより1ヶ月以上の入院または欠席の時は、金3,000円をおくり、会長が見舞う。(但し、学級会長が代行してもよい。) また、学級児童1人100円あての見舞金をおくり、学級会長が見舞う。 (3) 児童の保護者死亡の時は、金5,000円を香典としておくり、会長が弔意をあらわす。 また、学級児童1人100円あての見舞金の香典を呈し、学級会長が弔意をあらわす。</p>	<p>1 PTA会員、並びにその関係者に対する「高社中学校PTA慶弔内規」を次のように定める。 (1) 死亡の場合 ○特別な場合を除き、次により弔意を表す。 ① 生徒・学校職員 10,000円 ② 生徒の両親、または実質的な保護者 5,000円 ③ 学校職員の1親等の同居者、PTA・クラブ活動後援会正副会長の1親等の同居者、代行人 3,000円 ○次の場合には、前記のほか弔電をそえる。 ① 学校職員、学校職員の1親等の同居者、PTA・クラブ活動後援会の役員、PTA・クラブ活動後援会の役員の一親等の同居者 (2) 学校職員結婚の場合 ○5,000円を呈し、祝意を表す。 (3) 学校職員転退職の場合 ○3,000円を記念品として贈呈し、労をねぎらう。 (4) 災害、長期療休等、必要を認めた場合は、会長・校長の合議により善処する。</p>
<p>2 学校職員及び児童が長期(三週間以上)にわたる病欠の場合は、見舞金2000円を呈する。</p> <p>3 学校職員及び児童が不慮の災害にあい、見舞いや弔問が必要と認められる場合には、正副会長及び学校側常任委員の協議によって善処する。</p> <p>4 学校職員が結婚の場合は、祝電を呈して祝意を表す。</p> <p>5 庁務員に慶弔災害があった場合は、学校職員に準ずる。</p> <p>6 学校職員の転退職に際しては、次の基準によって記念品を贈る。 (1) 基本金額1,000円とし、在校年数1年につき500円の割合で加算する。</p> <p>7 庁務員の転退職の場合は、学校職員に準じて会長が善処する。</p>	<p>2 学校職員が転退職の場合は、次の基準により記念品を送る。 (1) 在職1年または一年未満のときは2,000円とする。 (2) 在職1年をこえるときは、1年毎に1,000円を加える。但し、限度額を5,000円とする。</p> <p>3 学校職員が結婚の場合、祝儀五千円を呈し、祝意を表す。</p> <p>4 学校職員及び配偶者、両親が死亡の場合、次のとおり弔意を表す。 ① 配偶者、両親死亡の場合は、弔慰金3,000円を呈し、弔意を表す。</p>	<p>2 会員に慶弔のあったときは、次の規定により意を表す。 (1) 学校職員で結婚したものがあつたときは、祝電をおくる。 (2) 会員で特別の災害があつたときは、見舞金をおくる。 (3) 会員で死亡者のあつたときは、香典をおくる。 (4) 会員の子(小学校在学)死亡のときは、香典をおくる。</p>	<p>2 職員について、下記のごとく定める。 (1) 職員死亡の時は、金5,000円を香典としておくり、会長が弔意をあらわす。 また、学級児童1人100円あての香典を呈し、学級会長が弔意をあらわす。 (2) 職員が病気やけがにより1ヶ月以上の入院または欠勤の時は、金3,000円をおくり、会長が見舞う。(但し、学級会長が代行してもよい。) また、学級児童1人100円あての見舞金をおくり、学級会長が見舞う。 (3) 教職員転退職の場合は、金3,000円の記念品代をおくる。 (4) 校医死亡の時は、金5,000円を香典としておくり、会長が弔意をあらわす。 (5) 職員の配偶者死亡の時は、金5,000円を香典としておくり、会長が弔意をあらわす。 (6) 職員に結婚及び出産があつた時は、金3,000円をおくり祝う。</p>	<p>(3) 学校職員転退職の場合 ○3,000円を記念品として贈呈し、労をねぎらう。 (4) 災害、長期療休等、必要を認めた場合は、会長・校長の合議により善処する。</p>
<p>8 本規定以外で慶弔の必要が生じた場合は、正副会長及び常任委員の協議によって処理する。</p> <p>9 前記各項の処理をなした場合は、常任委員会に報告する。</p> <p>10 会員は、本PTAから受けた慶弔には、返礼を一切しないものとする。</p>	<p>5 会のため特別な貢献をした会員に対して、感謝状(記念品)を贈呈し、その功績を表彰することができる。</p> <p>6 前項の費用はPTA予算より支出する。</p>	<p>3 慶弔費は、正副会長により定めることができる。</p> <p>4 会費はPTA会費でまかなう。</p>	<p>(附則) 1 この規定は、昭和57年4月1日より実施する。 2 この規定に対する返礼は受けない。 3 会費は、PTA会費でまかなう。 4 この規定以外のことが生じた場合は、正副会長が協議して決定する。 5 この規定は、昭和61年度より一部変更したものである。 6 この規定は、平成9年度より一部変更したものである。</p>	<p>2 前記基準によることのできない場合、または特別の事態が生じた時は、会長・校長等関係者の協議により善処する。</p> <p>3 本内規に必要な経費は、PTA会費より出費する。</p> <p>4 本内規運営に必要な費用は慶弔費及び予備費より支出する。</p> <p>5 慶弔費の収支決算は、PTA会費の決算の中で行う。</p> <p>6 本内規は、PTA総務会において作成し、常任委員会の承認を経て決定、または変更することができる。</p>

北部地区小中学校PTA規約一覧表

資料2

平岡小学校 第19条付則	長丘小学校 役員選出申し合わせ	科野小学校 会則施行細則	倭小学校	高社中学校 支部規約
<p>1 役員選出に関する申し合わせ事項 (1)人権同和教育委員長は、6年生の委員より選出する。副委員長は、5年生の委員より選出する。 (2)広報委員長は、4年生の委員より選出する。副委員長は、3年生の委員より選出する。 (3)環境委員長は、2年生の委員より選出する。副委員長は、1年生の委員より選出する。 (4)校外指導委員長には、竹原(荒川、新田)、四ヶ郷、長元坊、竹原(上手下)、金井、新井、若宮の順に選任される。副委員長には、四ヶ郷、長元坊、竹原(上手、下)、金井、新井、若宮、竹原(荒川、新田)の順に選任される。(平成3年度より実行する。) (5)学級会長会会長には、新5年の会長を選出する。学級会長会副会長には、新3年の会長より選出する。</p>	<p>1 各部並びに役員制定に関する申し合わせ事項 (1)父親母親委員は学年会長がこの任にあたり、委員長は本会副会長(女性)がこれにあたる。副委員長は6年、5年学年会長があたる。 (2)人権教育委員は学年副会長がこの任にあたり、委員長は本会副会長(男性)があたる。副委員長は6学年副会長があたる。 (3)学級評議員は、学年部の他各部を兼務する。 (4)学年部の部長は、6学年会長がこれにあたり、副部長は5学年会長があたる。 (5)各部正副部長は、地区評議員から選出する。 (6)監事は、3学年、4学年会長があたる。</p>	<p>支部PTA及び学年PTA 1 赤岩、越、深沢の3支部は支部長(理事)と評議員を選出する。(評議員:赤岩 5名、越 3名、深沢 2名) 2 各学年は役員3名を選出し、互選により学年会長1名は理事となり、他の2名は評議員とする。</p>		<p>1 支部における保護者の連絡を緊密にし、高社中学校生徒の教育の向上と福祉の増進を図ると共に、本会決定事項の連絡運営をはかるを目的とする。 2 各支部に支部会長を1名、副会長を2名、厚生係、教養係、社会係及び各学年係若干名をおく。 3 会長は本会の常任委員となる。副会長は本会の評議員となる。 4 (1)支部会長は支部会の会務を総理し支部会を代表する。 (2)副会長は会長を補佐する。 (3)厚生係は支部生徒の福祉厚生に関する事項を担当する。 (4)教養係は支部における生徒及び保護者の教養を高めるための事項を担当する。 (5)社会係は支部における生徒の校外生活と支部生徒会の指導育成に関する事項を担当する。 (6)学年係は本会及び学年PTAの支部における学年の事務を担当する。</p>
				<p>学年PTA規約 1 学年PTAは学年における教師と保護者の連絡を密にし学年及び学級相互の連絡のもとに生徒の教育の進展を図ると共に保護者の教養を高めることを目的とする。 2 学年PTAは第1学年PTA、第2学年PTA、第3学年PTAの三つとする。 3 学年PTAの役員は、会長1名、副会長若干名、学級委員若干名とし、学級正副会長をこれにあてる。 4 学校側の学級担任、副任は学年PTAの役員となる。 5 会計簿をおき、会計事務を掌る。 6 授業参観、学年総会、その他前条の目的を達成するための事業を行う。 7 会長、副会長の選出は学級正副会長の互選による。 8 学級正副会長は各1名とし、学級より選出する。 9 会計係は会長が委嘱する。 10 会務会計は3月末の総会において報告する。ただし、学年によっては総会の時期を変更することができる。</p>